



# 島根県報

平成29年5月12日（金）

第2,902号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業計画の決定	（農 村 整 備 課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（       "       ）	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	2

### 【公 告】

島根県自動車管理業務に係る提案競技の実施	（総務事務センター）	3
平成29年度登録販売者試験の実施	（薬 事 衛 生 課）	8

### 【特定調達公告】

島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの利用に係る随意契約の相手方等	（建 築 住 宅 課）	9
島根県立中央病院における診療材料メドトロニック A d v i s a M R I の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	10
島根県立中央病院におけるアバスチン点滴静注用400ミリグラム／16ミリリットル外7品目の医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（       "       ）	10

### 【人委告示】

平成29年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施		11
-------------------------------	--	----

### 【雑 報】

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	（消 防 総 務 課）	15
-------------------------------	-------------	----

**告 示**

**島根県告示第268号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
掛合川上地区農道事業（県営農地整備事業（一般農道整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

**島根県告示第269号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
京塚地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

**島根県告示第270号**

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、平成29年 5月12日から施行する。

平成29年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「及び第1113号」を「、第1113号及び第1114号」に、「第2号棟第107号」を「第1号棟第101号及び第2号棟第107号」に、

「

西津田	中層耐火構造 4 階建	平成元	0.94
東光台	耐火構造 2 階建	平成 3	0.93

を

」

「

西津田	中層耐火構造 4 階建	平成元	0.94 (第114号から第116号までの住戸に
-----	-------------	-----	-----------------------------

」

			あつては、0.96)	に改め、表浜田市の項
東光台	耐火構造 2 階建	平成 3	0.93 (第212号の住戸に あつては、0.95)	

中

周布	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.92	を
		平成 2		

「

周布	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.92	に改め、「、第313
		平成 2		

号」の次に「、第412号」を加え、

「

笠柄	中層耐火構造 3 階建	平成 2	0.97	を
		平成 3		
		平成 4		
		平成 5		

「

笠柄	中層耐火構造 3 階建	平成 2	0.97	に改める。	
		平成 3			(第213号の住戸に
		平成 4			あつては、0.99)
		平成 5			

## 公 告

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県自動車管理業務

(2) 仕様

別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約日から平成32年 9月30日まで

## イ 管理業務期間

平成29年10月1日から平成32年9月30日まで

## (4) 提案価格の上限額

463,448,856円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までに、同様の自動車管理業務を受注した実績を有する者であること。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

## (7) その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。
- エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

## 3 提案競技説明に関する事項

## (1) 提案競技説明書、提案書作成要領及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

## ア 配布期間

平成29年5月12日（金）から同年6月9日（金）まで（閉庁日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階  
島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

## ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要な事項を記載した者に無償で1部を配布する。

## (2) 提案競技説明会

開催しない。

## 4 提案競技に係る質問書

## (1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。

## (2) 送付先

ファックス 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

## (3) 質問提出期限

平成29年5月26日（金）午後5時までとする。

## (4) 質問に対する回答は、平成29年5月31日（水）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

## (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

## ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

## イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

## カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合に限る。）

## キ 担当者届 1部

## ク 役員等名簿 1部

## ケ 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）

## (2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成29年6月9日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年6月15日（木）付けて、郵送にて通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 10部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成29年6月21日（水）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、平成29年6月末頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

平成29年7月上旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

【郵送の場合】

郵便番号690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

ファックス 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

【持参の場合】

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5336

ファックス 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Shimane Prefectural Government Vehicle Management Services
- (2) Deadline for submission of proposal documents : 5 : 00PM, 21 June, 2017
- (3) For further details contact : Goods Procurement Group, General Affairs Administration Center, 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan  
TEL : 0852-22-5336

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成29年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

平成29年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成29年11月1日（水）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、平成29年9月29日（金）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求等

- (1) 試験願書は、(2)により請求する場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

(2) 試験願書の請求

ア 県内居住者は、最寄りの保健所に請求すること。

イ 県外居住者は、郵送により島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送するときは、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書きし、120円に相当する額の切手を貼った、宛先明記

の返信用封筒（角型2号）を同封すること。

#### 5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

#### 6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

#### 7 試験願書の受付期間

平成29年7月24日（月）から同年8月4日（金）まで

なお、郵送の場合は、8月4日付けの消印のあるものまでを有効とする。

#### 8 試験願書等の提出先

試験願書等の提出先については、次のとおりとする。

なお、郵送の場合は、簡易書留によること。

- (1) 県内居住者は、最寄りの保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

#### 9 合格者の発表

平成29年12月12日（火）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

#### 10 その他

- (1) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 名称及び数量

島根県住宅供給公社住宅管理共同利用システムの利用 一式

#### 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部建築住宅課 島根県松江市殿町8番地

#### 3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年3月17日

#### 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県住宅供給公社 理事長 松本 功

5 随意契約に係る契約金額

155,316,480円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 5月12日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 診療材料名及び予定数量

メドトロニックA d v i s a M R I 51個

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成29年 3月29日

4 落札者の氏名、住所及び落札金額

小西医療器(株)出雲営業所、島根県出雲市塩冶有原町5-59、783,870円/個

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 特例公告を行った日

平成29年 2月14日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 5月12日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- (1) アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1瓶、450瓶
- (2) レブラミドカプセル5mg、P T P 40カプセル、140箱
- (3) リューブリンS R注射用キット11.25mg、11.25mg 1筒、782筒
- (4) ソリリス点滴静注300mg、300mg30ml 1瓶、80瓶
- (5) オブジーボ点滴静注100mg、100mg10ml 1瓶、120瓶
- (6) アリムタ注射用500mg、500mg 1瓶、241瓶

- (7) ノルディトロピンフレックスプロ注10mg、10mg 1キット、469キット
- (8) ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、5.3mg 1キット、1004キット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成29年3月28日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
- (1) 上記1(1)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、140,500円/瓶
- (2) 上記1(2)の医薬品  
㈱サンキ出雲支店、島根県出雲市浜町96番1、330,691円/箱
- (3) 上記1(3)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、55,800円/筒
- (4) 上記1(4)の医薬品  
㈱セイエル出雲営業所、島根県出雲市塩冶神前一丁目8番6号、543,749円/瓶
- (5) 上記1(5)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、331,050円/瓶
- (6) 上記1(6)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、163,200円/瓶
- (7) 上記1(7)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、78,500円/キット
- (8) 上記1(8)の医薬品  
㈱エバルス営業本部出雲支店、島根県出雲市塩冶町1563-1、30,750円/キット
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日  
平成29年2月14日

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成29年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成29年5月12日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 1 受付期間

平成29年5月15日（月）から同年6月14日（水）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、6月14日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月12日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	12名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	3名	
武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

### 3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

#### (1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの者
武道	次のア及びイに該当する者 ア 平成3年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成30年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

#### (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	平成29年7月9日(日) 受付時間 8:30~9:00 試験時間 9:30~17:00(予定)	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町) 又はサンラポーむらくも (松江市殿町) 浜田市 島根県立大学(浜田キャンパス) (浜田市野原町)	平成29年7月28日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
第2次試験	平成29年8月20日(日)~ 8月22日(火)のうち 指定する日	松江市 島根県職員会館 (松江市内中原町) ※試験場は、変更する場合がある。	9月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。



## (2) 武道

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準を満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

## 6 受験手続

## (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

## (2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

## 8 給与

初任給は、平成29年4月1日現在、大学卒22歳で月額205,263円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給

料月額を決定する。)

## 雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成29年 5月12日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 鶴 田 欣 也

### 1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

### 2 試験日

平成29年 9月 3日（日）

### 3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 信号 <sup>えん</sup> 焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号 <sup>えん</sup> 焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学

### 4 試験場所

松江市

### 5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市大津町1123-3 (一社)島根県東部地区採石業協会内 出雲火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四、34-1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階 島根県火薬類保安協会連合会

### 6 受験願書受付期間

平成29年 6月20日（火）から同月29日（木）まで

（郵送による場合は、6月29日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。）

7 受験手数料

17,000円（所定の方法により納付すること。）

8 問合せ先

島根県火災類保安協会連合会 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル 2階 (TEL 0852-22-7202)